

随意契約理由

令和5年(2023年)3月20日

契約担当課名	選挙管理委員会事務局
発注担当課名	選挙管理委員会事務局
契約名称	第20回統一地方選挙の選挙公報宅配業務
契約内容	大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙及び豊中市議会議員選挙の選挙公報の宅配業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和5年3月20日 令和5年3月20日から令和5年4月23日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区太融寺町5番13号 株式会社リビングプロシード大阪支社
契約金額	大阪府知事選挙公報 14.50円(1部あたり税抜単価) 大阪府議会議員選挙公報 18.30円(1部あたり税抜単価) 豊中市議会議員選挙公報 20.30円(1部あたり税抜単価)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <ul style="list-style-type: none">選挙公報は、法令により公職の選挙に際して選挙人名簿に登録されている者の属する全世帯に配布する必要がある。選挙公報の作成は、立候補の届け出後、原稿が確定し、そこから印刷される。選挙公報の配布期限については、公職選挙法又は条例で、知事選挙は選挙期日の2日前まで、府議会議員選挙及び市議会議員選挙は選挙期日の前日までと規定されている。これらのことから、選挙公報の宅配業務については、納品から法定配布期限までの短期間に漏れなく確実に全市域へ配布できる業務能力が求められ、それに該当する事業者は郵便、宅配業者などが考えられる。日本郵便は、タウンメール(配達地域指定郵便物)というサービスがあり、令和5年3月15日現在の料金は25gまで57円、50gまで67円、100gまでが81円と設定されているものの、本サービスを利用するには、あらかじめ封筒を用意して選挙公報を一部ずつ封入して郵便物を持ち込む必要があり、短時間で20万通の封入作業を行うことは困難であり、別途封筒20万通購入する経費も必要となり、経済的ではない。一方で、宅配業者においては、納品されたブランケット版をそのまま、各世帯に配布することが可能であり、現に、市広報誌「広報とよなか」は、紙冊子の状態で宅配している。以上のことから、選挙公報は、宅配業者による業務委託を行うことが、迅速かつ経済的である。よって、約20万世帯を3日程度でもれなくかつ安価で配達(配送)するのは、市広報誌「広報とよなか」の配達を利用する以外にない。株式会社リビングプロシードは、市広報誌「広報とよなか」の全世帯配布業務の履行実績を有するとともに現在も履行中で、委託内容も本業務とほぼ同じであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定にもとづき本業者と随意契約を締結するものです。